



木製ブロック ズレンガ(ウッドデザイン賞2020奨励賞)

第Ⅲ章

木材需給・利用と木材産業

我が国では古くから、木材を建築、生活用品、燃料等に多用してきた。我が国の木材需要は近年では回復傾向にあるとともに、合板等への国産材の利用が進んだことなどから、国産材供給量は増加傾向にある。木材自給率も9年連続で上昇しており、令和元(2019)年は38%となった。

木材の利用は、快適で健康的な住環境等の形成に寄与するのみならず、地球温暖化の防止、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、地域経済の活性化にも貢献する。近年では、住宅分野に加え、公共建築物等の非住宅分野における構造・内外装での木材利用や、木質バイオマスのエネルギー利用等の多様な木材利用の取組が進められている。このような中、品質・性能の確かな製品の供給、需要者のニーズに応じた製品の安定供給及び原木の安定供給体制の構築に取り組む必要がある。

本章では、木材需給の動向、木材利用の動向及び木材産業の動向等について記述する。

1. 木材需給の動向



世界の木材需給は、中国における木材需要の増大等、主要国の需給動向に伴って大きく変化している。我が国の木材需給も、国産材供給量が増加傾向にあるなどの変化がみられる。

以下では、世界と我が国における木材需給の動向について記述するとともに、併せて木材価格の動向、違法伐採対策及び木材輸出対策について記述する。

(1) 世界の木材需給の動向

(ア) 世界の木材需給の概況

(2019年の世界の産業用丸太消費量は減少)

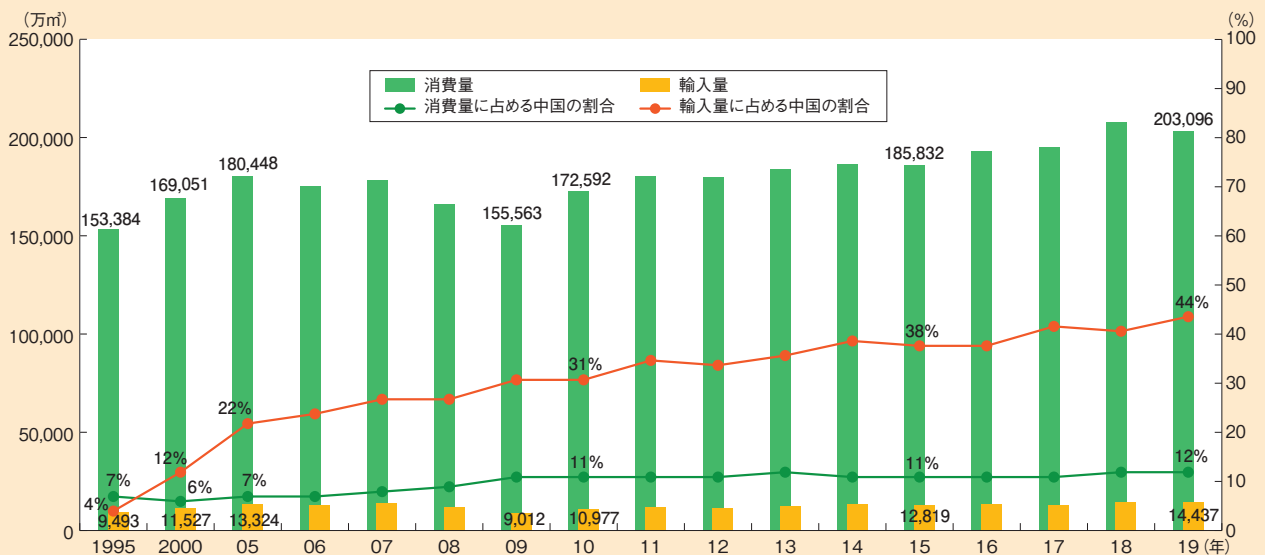
国際連合食糧農業機関(FAO^{*1})によると、世界の丸太消費量は2010年以降増加傾向にあり、産業用丸太と燃料用丸太がそれぞれ約半分を占める。2019年の世界の産業用丸太の消費量は、前年比2%減の20億3,096万m³であった(資料Ⅲ-1)。

産業用丸太以外の燃料用丸太については、2019年の世界の消費量は前年比0.2%減の19億4,265万m³であり、99%以上が生産国内で消費されている。2019年の製材及び合板等の消費量は、前年からほぼ横ばいで、製材は4億8,178万m³、合板等は3億5,880万m³であった。

また、2019年の世界の木材の生産量は、産業用丸太は前年比2%減の20億2,466万m³、製材は前年比0.5%減の4億8,892万m³、合板等は前年比0.3%減の3億5,765万m³であった。

2019年の世界の木材の輸出入量は、産業用丸太では、輸入量が前年比0.3%増の1億4,437万m³、輸出量が前年比0.4%増の1億3,806万m³であった。中国は、産業用丸太の世界最大の輸入国で、2019年の世界の産業用丸太の輸入量に占める割合は44%であった(資料Ⅲ-1)。製材では、輸入量が前年比1%減の1億4,917万m³、輸出量が前年比2%減の1億5,631万m³であった。合板等では、輸入量が前年比5%減の8,886万m³、輸出量が前年比7%減の8,772万m³であった^{*2}(資料Ⅲ-2、3)。

資料Ⅲ-1 世界の産業用丸太消費量及び輸入量の推移



注：消費量は生産量に輸入量を加え、輸出量を除いたもの。
資料：FAO「FAOSTAT」(2021年3月1日現在有効なもの)

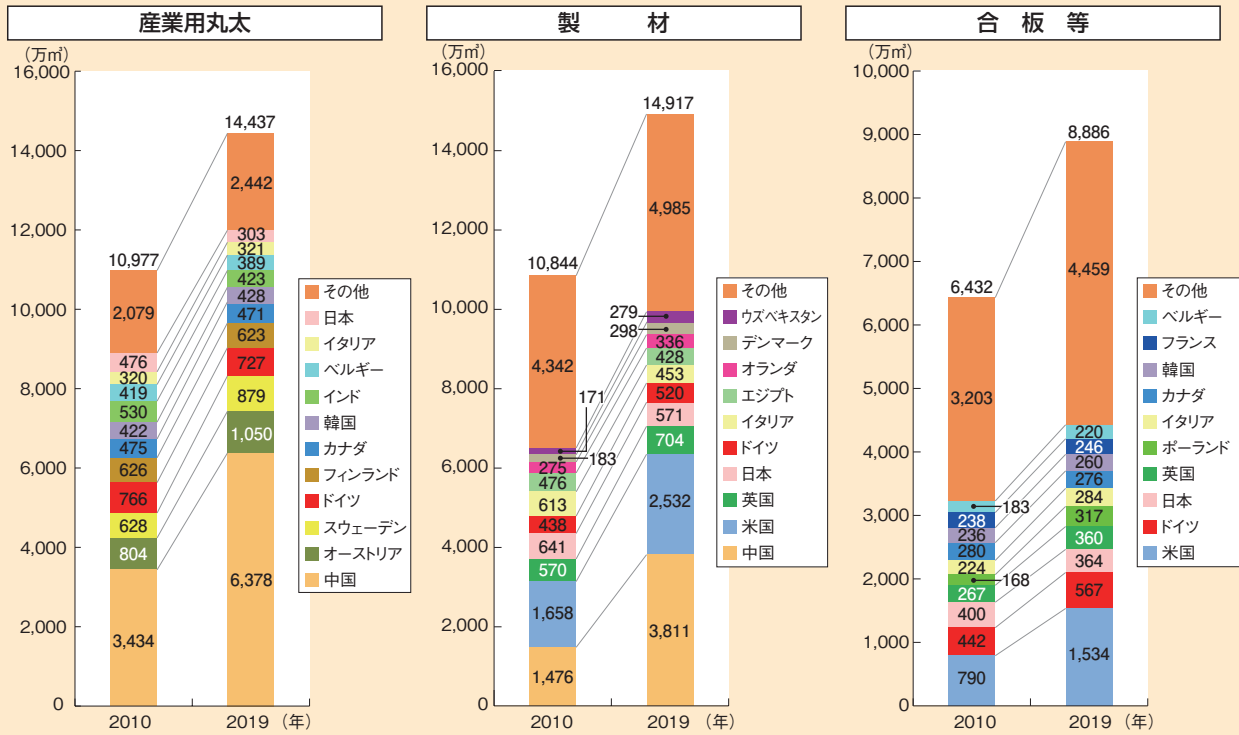
*1 「Food and Agriculture Organization of the United Nations」の略。
*2 FAO「FAOSTAT」(2021年3月1日現在有効なもの)による。輸入量と輸出量の差は、輸出入時の検量方法の違い等によるものと考えられる。

(主要国の木材輸入の動向)

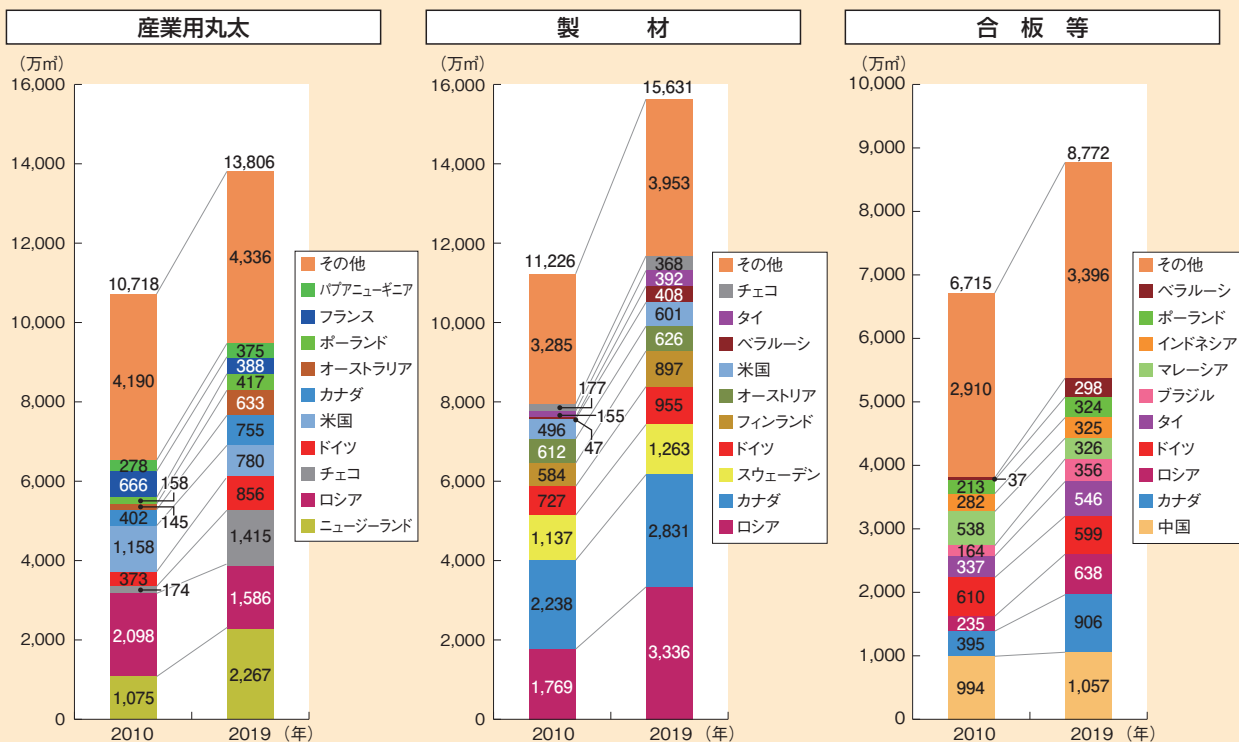
2019年における品目別及び国別の木材輸入量を2010年と比べると、産業用丸太については、中国

が世界最大の輸入国で、輸入量は3,434万m³から6,378万m³に倍増した。世界の輸入量に占める中国の割合も31%から44%に上昇した。一方、我が国

資料Ⅲ-2 世界の木材(産業用丸太・製材・合板等)輸入量(主要国別)



資料Ⅲ-3 世界の木材(産業用丸太・製材・合板等)輸出量(主要国別)



注1: 合板等には、合板、パーティクルボード、OSB及び繊維板を含む。
 注2: 計の不一致は四捨五入による。
 資料: FAO「FAOSTAT」(2021年3月1日現在有効なもの)



の輸入量は476万m³から303万m³に減少し、全世界の輸入量に占める割合は4%から2%に低下した。

製材については、中国の輸入量が、国内の需要増加により、1,476万m³から2.6倍の3,811万m³に増加し、世界最大の製材輸入国となった。米国では、同期間に輸入量が1,658万m³から1.5倍の2,532万m³に増加したが、中国の輸入量を下回った。

合板等については、世界全体の輸入量が増加する一方、我が国の輸入量は400万m³から364万m³に9%減少した(資料Ⅲ-2)。

(主要国の木材輸出の動向)

2019年における品目別及び国別の木材輸出量を2010年と比べると、産業用丸太については、中国の需要増加により、ニュージーランドの輸出量が1,075万m³から2.1倍の2,267万m³へと増加し、世界一の産業用丸太輸出国になった。一方、2010年に最大の輸出国であったロシアの輸出量は、2007年以降の丸太輸出税の引上げにより、2,098万m³から1,586万m³へと24%減少した。

製材については、ロシアの輸出量が、丸太輸出税の引上げにより、丸太から製品へ輸出形態がシフトしたことから、1,769万m³から1.9倍の3,336万m³に増加し、カナダを抜いて世界一の製材輸出国になった。

合板等については、中国の輸出量が、ポプラ等の早生樹を原料とした合板の生産拡大等により、994万m³から1,057万m³へと6%増加し、世界一の輸出国となった(資料Ⅲ-3)。

(イ)各地域における木材需給の動向

このように、世界の木材貿易では、北米や欧州のみならず、ロシアや中国も大きな存在感を示している。これらの地域の木材需給は、世界の木材需給に大きな影響を与え得る。以下では、それぞれの地域における木材需給動向を記述する*3。

(北米の動向)

2019年における北米の産業用丸太生産量は、前年比3.0%減の5.32億m³となった。このうち、米国が3.88億m³、カナダが1.44億m³で、カナダの丸太生産量は、過去10年間で最低となった。米国の針葉樹丸太輸出量は、前年の980万m³から590万m³に減少し、過去30年で最低水準となった。

2019年における北米全体の針葉樹製材の消費量は、前年比2.7%減の9,673万m³、生産量も、前年比3.9%減の1.02億m³となった。これは、米国での多雨により2019年上半期の住宅着工が制限されたことによる。

2019年における北米全体の針葉樹製材の輸出量は、前年比7.7%減の3,002万m³となった。米国の輸出量は、前年比20.1%減の231万m³、カナダの輸出量は、前年比6.5%減の2,771万m³となった。カナダでは、2017年から、米国によるカナダ産針葉樹製材輸入に対する相殺関税*4及びアンチダンピング税*5の賦課が、製材輸出に影響を与えてきたが、2020年11月に定期的な見直しが行われ、両関税が20.23%から8.99%に引き下げられた*6。

米国は、中国との貿易赤字を不服として、2018年から、木材を含む中国からの多数の輸入品に対して、一方的な関税の引上げを行った。これに対して、中国も、同規模の輸入額に相当する米国からの輸入品に対して、関税の引上げを行った(「米中貿易摩擦」)。これにより、2019年における米国の中国からの木材輸入額は、前年比25%減の29億ドル、中国への木材輸出額は、前年比45%減の16億ドルとなった*7。

(欧州の動向)

欧州では、2018年から、キクイムシによるトウヒ林の立木被害が拡大している。2019年における被害木の処理量は前年から倍増し、1億m³を超えた。

*3 各地域における木材需給の動向の記述は、主にUNECE/FAO (2020) Forest Products Annual Market Review 2019-2020による。

*4 政府補助金を受けて生産等がなされた貨物の輸出が、輸入国の国内産業に損害を与えている場合に、当該補助金の効果を相殺する目的で賦課される特別な関税。

*5 輸出国の国内価格よりも低い価格による輸出(ダンピング輸出)が、輸入国の国内産業に被害を与えている場合に、その価格差を相殺する関税。

*6 令和2(2020)年12月2日付けJETROビジネス短信「米商務省、カナダ産針葉樹材へのAD・相殺関税を見直し」

*7 IHS Markit「Global Trade Atlas」

この結果、針葉樹産業用丸太の価格が下落するとともに、欧州から中国への丸太の輸出量が、2017年の約44万m³から、2019年の約700万m³へと16倍増加した。特に、ドイツからの輸出量は前年の18倍に当たる約380万m³に、チェコからの輸出量は前年の12倍に当たる約230万m³に増加した。

2019年における欧州の針葉樹製材の消費量は、前年比1.8%減の9,710万m³、針葉樹製材の生産量は、前年比0.6%増の1.13億m³となった。特に、ドイツとオーストリアでは、キクイムシ被害木の搬出処理により比較的安価な丸太が調達可能となったことから、針葉樹製材の生産量が増加傾向にある。北欧では、同年の針葉樹製材の生産量は、スウェーデンで前年比2.0%増となる一方、フィンランドでは、木材産業におけるストライキにより、前年比3.8%減となった。

2019年における欧州からの針葉樹製材の輸出量は、主に中国への輸出が増加したことにより、前年比3.4%増の5,564万m³となった。

(ロシアの動向)

2019年におけるロシアを含むEECCA諸国^{*8}の産業用丸太生産量は、前年比6.6%減の2.29億m³となった。このうち、ロシアは、前年比7.5%減の2.03億m³となった。EECCA諸国の丸太輸出量は、前年比15%減の1,620万m³で、ほぼ全量がロシアからとなっている。また、ロシアの針葉樹丸太の輸出量は、輸出関税の引き上げにより、前年比17%減の910万m³となった。

2019年におけるEECCA諸国の針葉樹製材の消費量は前年比5.3%減の1,610万m³、生産量は前年比3.2%増の4,870万m³であった。この生産量のうち85%をロシアが占め、前年比4.5%増の4,130万m³となった。

2019年におけるロシアの針葉樹製材の輸出量は、前年比5%増の3,150万m³で、過去最高を更新した。最大の輸出先である中国への輸出量は、5年連続で増加し、2019年には1,920万m³となった。

日本への輸出量は、前年比13%増の97万m³となった。

ロシアは、2007年から、輸出される木材の高付加価値化を進めている。2017年12月には、エゾマツ、トドマツ、ロシアカラマツの丸太について、年間400万m³の輸出枠を設定した上で、枠内数量には低い税率(6.5%)、枠外数量には、高い税率(2018年：25%→2021年：80%)を設定した。2019年10月には、枠内税率が6.5%から13%に引き上げられた^{*9}。2020年9月には、プーチン大統領が、2022年1月から丸太及び粗く加工された木材の輸出を禁止するよう指示した^{*10}。

(中国の動向)

中国では、近年の所得の向上等を背景とし、木材需要が増加しているが、需要を満たすに足る森林資源を国内には有していない。中国では、2017年から商業ベースでの天然林伐採を全面的に停止しており、国内需要の増加に伴い、輸入量が増加傾向にある。2019年における中国の丸太輸入量は、前年比17%増で過去最高の5,744万m³に達し、19年連続で世界一の丸太輸入国となった。

米国からの丸太輸入量は、2018年からの「米中貿易摩擦」により、中国が木材を含む輸入品への関税率を大幅に引き上げたことから、2018年の第3四半期から2020年の第1四半期にかけて80%減少した。一方、欧州からの丸太輸入は、キクイムシ被害木の搬出処理により、2017年から2019年にかけて20倍増加した。これにより、中国の針葉樹丸太輸入量に占める欧州の割合は、2018年の第1四半期の3%から、2020年の同時期には25%にまで上昇した。

2020年には、中国政府が、豪州産の輸入木材から害虫が見つかったことを理由として、豪州内の全ての州からの丸太輸入を停止した。また、前述のとおり、ロシア政府は、2022年から丸太及び粗く加工された木材の全面的な輸出禁止に向けた準備を進めている。中国は、2019年に丸太輸入量の約2割

^{*8} 「Eastern Europe, Caucasus and Central Asia」の略。アルメニア、アゼルバイジャン、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、ジョージア、モルドバ、ロシア連邦の12か国。
^{*9} 経済産業省(2020) 不公正貿易報告書: 124。
^{*10} 令和2(2020)年10月6日付け日刊木材新聞1面



を豪州(515万㎡)とロシア(755万㎡)から輸入している^{*11}ことから、これらの措置により、今後、他産地からの丸太調達のニーズが高まると考えられる。

(ウ)国際貿易交渉の動向

(EPA/FTA等の交渉の動き)

我が国は、平成14(2002)年にシンガポールと初めて経済連携協定(EPA^{*12})を締結してから、幅広い国や地域とのEPA・FTA^{*13}等の締結に取り組んできた。平成30(2018)年には、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)^{*14}」、平成31(2019)年には、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日EU・EPA)」が発効し、令和2(2020)年には、「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)」が発効、「地域的な包括的経済連携(RCEP^{*15})協定」が署名されるとともに、令和3(2021)年には、「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(日英EPA)」が発効した。令和3(2021)年3月31日時点で、合計21のEPA・FTA等^{*16}が発効済・署名済となっている。また、日トルコEPA等が交渉中となっている。

(TPP11協定の発効)

TPP11協定は、平成30(2018)年12月30日に、我が国を含む6か国(メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア)に対して発効した。また、平成31(2019)年1月14日には、ベトナムに対して発効した。

TPP11協定では、林産物の輸入に関しては、輸入額が多い国や輸入額の伸びが著しい国からの合

板、製材、OSB^{*17}(配向性削片板)に対して、16年目までの長期の関税撤廃期間と、輸入量が一定量に達した場合に関税を自動的にTPPの発効前の水準に引き上げる「セーフガード」が措置されている。

(日EU・EPAの発効)

日EU・EPAは、平成31(2019)年2月1日に発効した。

日EU・EPAでは、林産物の輸入に関しては、構造用集成材、SPF^{*18}製材等の林産物10品目について、7年の段階的削減を経て8年目に関税を撤廃することとなり、一定の関税撤廃期間を確保した。その他の品目については、10年間の段階的撤廃又は即時撤廃となった。また、輸出に関して、EUは、製材(関税率2.5%まで)、合板等(同6%から10%まで)、木製品(同4%まで)の関税を課していたが、全て即時撤廃となった^{*19}。

(日米貿易協定の発効)

日米貿易協定は、令和2(2020)年1月1日に発効した。

木材については、全て関税削減・撤廃の対象から除外となり、一部の特用林産物については、米国とのTPP合意の範囲内で即時撤廃等となった。

(日英EPAの大筋合意・発効)

令和2(2020)年1月に、英国がEUを離脱したことを受け、英国との日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みとして、令和2(2020)年6月から、日英EPAの交渉が開始された。両国は、同年9月に大筋合意に達し、令和3(2021)年1月1日に同協定が発効した。

林産物に関しては、構造用集成材、SPF製材等の主な林産品10品目について、一定の関税撤廃期

*11 国連経済社会局「UN COMTRADE」

*12 「Economic Partnership Agreement」の略。

*13 「Free Trade Agreement」の略。

*14 TPP11協定：「Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership(CPTPP)」。TPP協定は2016年に12か国が署名したもので、TPP11協定は、米国の離脱宣言後の2017年に大筋合意したものである。

*15 「Regional Comprehensive Economic Partnership」の略。

*16 シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP12、TPP11、EU、米国、英国、RCEP。

*17 「Oriented Strand Board」の略。薄く切削した長方形の木片を繊維方向が揃うように並べた層を、互いに繊維方向が直交するように重ねて高温圧縮した板製品。

*18 トウヒ(Spruce)、マツ(Pine)、モミ(Fir)類。

*19 日EU・EPAにおける林産物交渉の結果については、「平成29年度森林及び林業の動向」トピックス2(4-5ページ)を参照。日EU・EPAの交渉結果を受けた木材製品の競争力強化対策については、第3節(5)213ページを参照。

間を確保し、日EU・EPAと同内容となった。

(地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の署名)

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定は、平成24(2012)年11月に、我が国を含む16か国(ASEAN10か国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド)で交渉立上げを宣言し、平成25(2013)年5月から交渉を開始した。8年に及ぶ交渉の結果、令和2(2020)年11月15日に開催された第4回RCEP首脳会議において、インドを除く15か国が同協定に署名した。

RCEP協定のうち、林産物の輸入については、①ASEAN10か国、オーストラリア、ニュージーランドに対する関税撤廃率を、TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準に抑制するとともに、②中国に対しては、半数の品目を関税削減・撤廃から除外し、関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ、③韓国に対しては、約3分の1の品目を関税削減・撤廃から除外し、関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみとした。

輸出については、輸出関心品目として、中国に対しては、合板(針葉樹)、加工木材(針葉樹)等、韓国に対しては、建築用木工品(窓、戸、杭・梁)等が関

税撤廃となった(資料Ⅲ-4)。

(WTO交渉の状況)

世界貿易機関(WTO^{*20})では、平成13(2001)年から「ドーハ・ラウンド交渉」が行われているが、先進国と開発途上国との溝が埋まらず、交渉は進展していない。

(2)我が国の木材需給の動向

(木材需要は回復傾向)

我が国の木材需要量^{*21}の推移をみると、戦後の復興期と高度経済成長期の経済発展により増加を続け、昭和48(1973)年に過去最高の1億2,102万m³(丸太換算値。特記ない限り以下同じ。)を記録した。その後、昭和48(1973)年秋の第1次石油危機(オイルショック)、昭和54(1979)年の第2次石油危機等の影響により減少と増加を繰り返し、昭和62(1987)年以降は1億m³程度で推移した。

しかしながら、平成3(1991)年のバブル景気崩壊後の景気後退等により、平成8(1996)年以降は減少傾向となった。特に、平成21(2009)年にはリーマンショック^{*22}の影響により、前年比19%減の6,480万m³と大幅に減少したが、近年は平成20(2008)年の水準を上回るまでに回復している。令

資料Ⅲ-4 RCEP協定における林産物の交渉結果

林産物の輸入アクセス交渉結果

国名	合意内容
ASEAN、豪州、NZ	・関税撤廃率は、TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既決EPAの範囲内。
中国	・半数の品目を関税削減・撤廃から除外。 (例)合板、製材(SPF)、構造用集成材等 ・関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。
韓国	・約1/3の品目を関税削減・撤廃から除外。 (例)合板、製材(SPF)、構造用集成材等 ・関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。

注1：現行関税率は、令和2(2020)年11月時点のもの。

注2：基準税率(RCEP交渉のベースとなった平成26(2014)年1月1日時点の税率)。

林産物の輸出アクセス交渉結果

国名	品目	現在の関税率 ^{注1}	合意内容	備考 ^{注2}
中国	合板(針葉樹)	2%	11年目撤廃	[4%]
	加工木材(針葉樹)	3%	11年目撤廃	[7.5%]
韓国	建築用木工品(窓、戸、杭・梁)	8%	10年目撤廃	[8%]

*20 「World Trade Organization」の略。

*21 製材品や合板、パルプ・チップ等の用材に加え、しいたけ原木及び燃料材を含む総数。このうち、燃料材とは、木炭、薪、燃料用チップ、木質ペレットである。

*22 2008年に起こった、米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発する金融市場の混乱のこと。

和元(2019)年には、製材用材の需要の減少等から用材の需要量は前年に比べて192万㎡減少し前年比2.6%減の7,127万㎡となる一方、燃料材は木質バイオマス発電施設等での利用により、前年に比べて137万㎡増加し、前年比15%増の1,039万㎡となった。このことから、令和元(2019)年の木材の総需要量は8,191万㎡となり、前年比0.7%減ではあるが、3年連続で8千万㎡台に達した。内訳をみると製材用材が30.9%、合板用材が12.8%、パルプ・チップ用材が37.9%、その他用材が5.5%、燃料材が12.7%を占めている。また、令和元(2019)年の我が国の人口一人当たり木材需要量は0.65㎡/人となっている(資料Ⅲ-5)。

(製材用材の需要はほぼ横ばい)

令和元(2019)年における製材用材の需要量は、前年比1.7%減の2,527万㎡となっている。製材用材の需要量は、昭和48(1973)年に6,747万㎡でピークを迎えた後は減少傾向で推移し、平成20(2008)年以降、ピーク時の4割程度でほぼ横ばいで推移している。我が国では、製材品の約8割は建築用に使われており、製材用材の需要量はとりわけ

木造住宅着工戸数と密接な関係にある*23。

(合板用材の需要はほぼ横ばい)

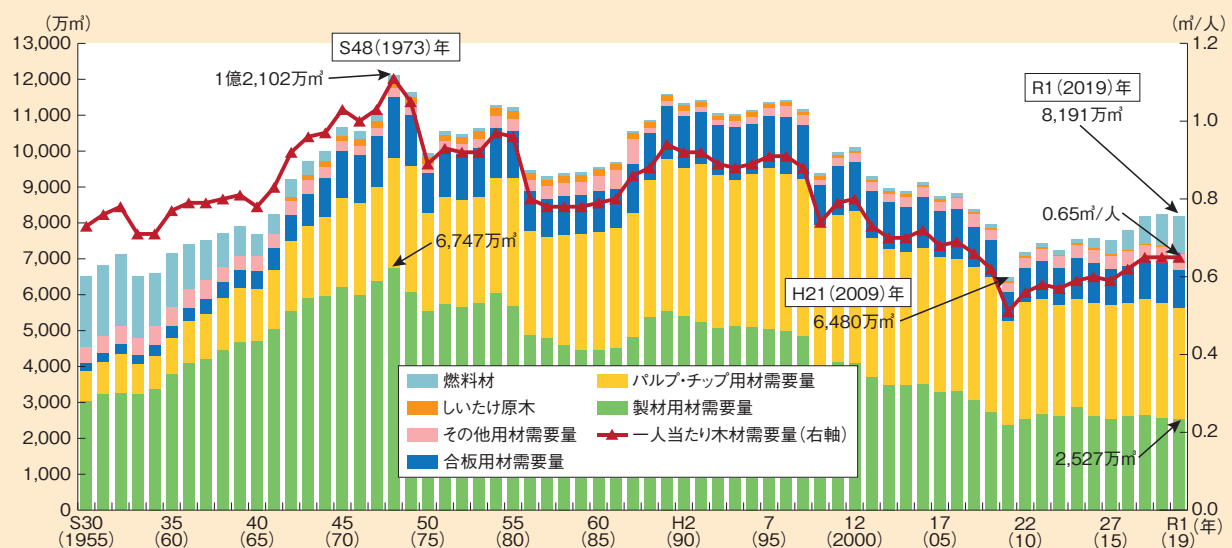
令和元(2019)年における合板用材の需要量は前年比4.8%減の1,047万㎡となっている。合板用材の需要量は、製材用材と同様に木造住宅着工戸数の動向に影響され、昭和48(1973)年に1,715万㎡でピークに達した後は増減を繰り返し、平成20(2008)年以降はほぼ横ばいで推移している。

合板は住宅の壁・床・屋根の下地材やフロア台板*24、コンクリート型枠*25など多様な用途に利用される。

(パルプ・チップ用材の需要はほぼ横ばい)

令和元(2019)年におけるパルプ・チップ用材の需要量は、前年比3.0%減の3,106万㎡となっている。パルプ・チップ用材の需要量は、平成7(1995)年に4,492万㎡でピークを迎えた後、平成20(2008)年の3,786万㎡まで緩やかに減少し、平成21(2009)年には景気悪化による紙需要の減少等により前年比23%減の2,901万㎡まで減少した。平成22(2010)年には前年比12%増となったものの、その後ほぼ横ばいで推移しており、平成20

資料Ⅲ-5 木材需要量の推移



注：平成26(2014)年から燃料用チップを「燃料材」に加えている。
資料：林野庁「木材需給表」

*23 木造住宅着工戸数については、第2節(2)174-176ページを参照。
*24 フローリングの基材となる合板。
*25 コンクリート等の液状の材料を固化する際に、所定の形状になるように誘導する部材。

(2008)年の水準までは回復していない。

パルプ・チップ用材を原料とする紙・板紙の生産量をみると、平成12(2000)年に3,183万トンで過去最高を記録して以降、3,100万トン前後で推移していたが、リーマンショックを機に、平成21(2009)年には前年比14%減の2,627万トンまで減少した。平成22(2010)年には景気の回復により前年比4%増の2,736万トンまで回復したが、その後は再び平成21(2009)年の水準でほぼ横ばいで推移しており、令和元(2019)年は、前年比2.5%減の2,540万トンとなっている(資料Ⅲ-6)。令和元(2019)年の紙・板紙生産量の内訳をみると、新聞用紙、印刷用紙等の紙が1,350万トン(53%)、段ボール原紙等の板紙が1,190万トン(47%)となっている。

令和元(2019)年にパルプ生産に利用された木材チップ*26は2,840万m³で、このうち850万m³(30%)が国産チップ(輸入材の残材・廃材や輸入丸太から製造されるチップを含む。)、1,990万m³(70%)が輸入チップであった。樹種別にみると、針葉樹チップが988万m³(35%)、広葉樹チップが1,852万m³(65%)となっている(資料Ⅲ-7)。国

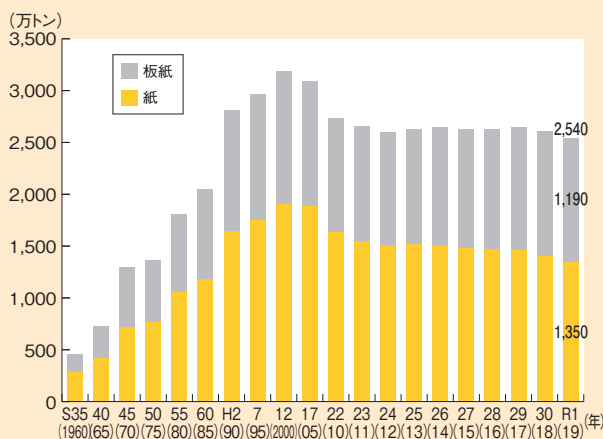
産チップの割合は、針葉樹チップが24%、広葉樹チップが6%となり、前年と同様である。

(国産材供給量はほぼ横ばい)

我が国における国産材供給量*27は、森林資源の充実や合板原料としてのスギ等の国産材利用の増加、木質バイオマス発電施設での利用の増加等を背景に、平成14(2002)年の1,692万m³を底として増加傾向にある。令和元(2019)年の国産材供給量は、前年比2.6%増の3,099万m³であった(資料Ⅲ-8)。用材部門では、前年比0.5%増の2,381万m³となっており、その内訳を用途別にみると、製材用材は1,288万m³、合板用材は475万m³、パルプ・チップ用材は465万m³となっている。

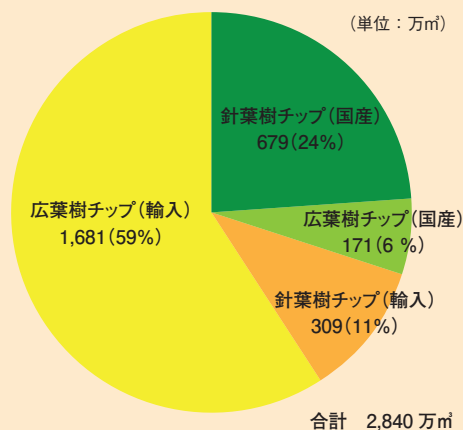
樹種別にみると、製材用材の約8割がスギ又はヒノキ、合板用材の約8割がスギ又はカラマツ、木材

資料Ⅲ-6 紙・板紙生産量の推移



資料：経済産業省「経済産業省生産動態統計年報 紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品統計編」

資料Ⅲ-7 パルプ生産に利用されたチップの内訳



注1：国産チップには、輸入材の残材・廃材や輸入丸太から製造されるチップを含む。
 注2：パルプ生産に利用されたチップの数量であり、パーティクルボード、ファイバーボード等の原料や、発電等エネルギー源(燃料材)として利用されたチップの数量は含まれていない。
 なお、ボード等原料及び木材パルプの形態での輸入を含む、パルプ・チップ用材全体(燃料材を除く。)の原料丸太ベースの需給については、資料Ⅲ-10(162ページ)の「パルプ・チップ用」を参照。

資料：経済産業省「2019年経済産業省生産動態統計年報 紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品統計編」

*26 木材チップはパルプ(植物繊維)に加工されることで紙・板紙の原料となるが、広葉樹の繊維は細く短いため平滑さ等に優れ、印刷適性のあるコピー用紙等の原料として利用されるのに対し、針葉樹の繊維は太く長いので強度に優れ、紙袋や段ボール等の原料として利用される。また、広葉樹と針葉樹において違いがあるだけでなく、国産針葉樹チップと輸入針葉樹チップとでは樹種の違いからパルプの収率や繊維長等が異なる。これらの違いが、製紙業における原料選択や、木材チップ(紙・パルプ用)価格等に影響している。

*27 製材品や合板、パルプ・チップ等の用材に加え、しいたけ原木及び燃料材を含む総数。いずれの品目についても丸太換算値。

チップ用材の約4割が広葉樹、約3割がスギとなっている*28。

(木材輸入の8割以上が製品での輸入)

我が国の木材輸入量*29は、平成8(1996)年の9,045万㎡をピークに減少傾向で推移している。令和元(2019)年の我が国の木材輸入量は、前年に比べて2.6%減の5,092万㎡となった。そのうち、製材品、木材チップ、合板等の木材製品の輸入量は、前年から3.6%減少して4,335万㎡となった。一方、燃料材等の輸入量は前年から24.6%増加して345万㎡となった。木材の輸入形態は丸太から製品へとシフトしており、令和元(2019)年は、木材輸入量全体の85%が製品での輸入となった。

なお、我が国における令和元(2019)年の木材(用材)供給の地域別及び品目別の割合は(資料Ⅲ-9)のとおりである。

(木材輸入は丸太、製材、合板で減少傾向)

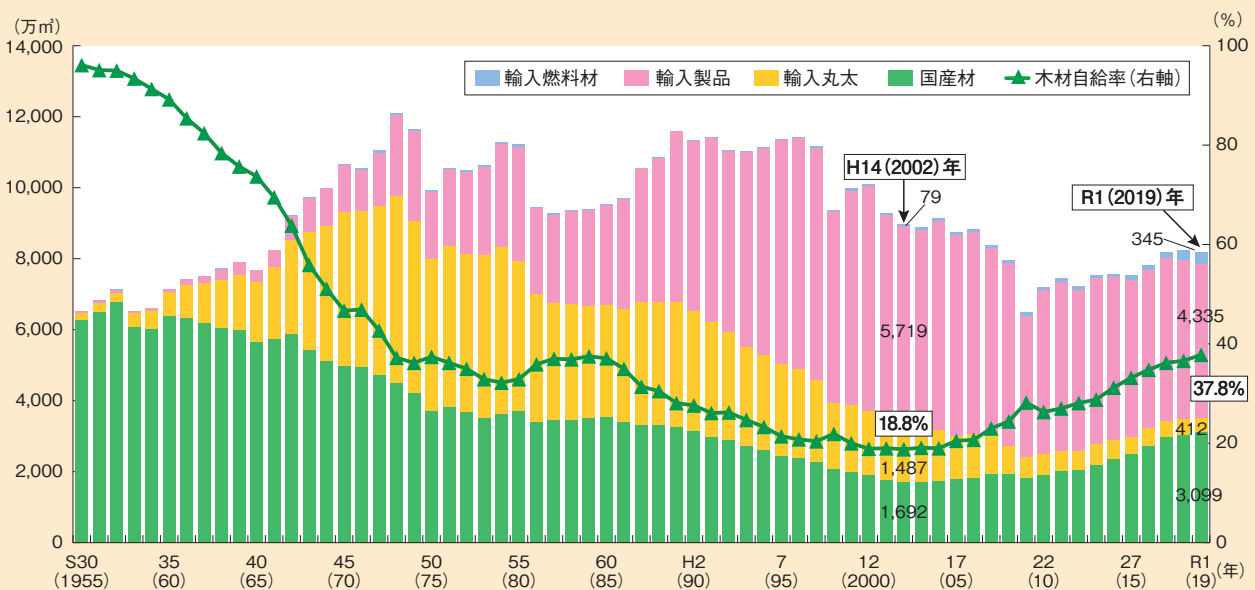
我が国の輸入品目別の木材輸入量(製品ベース。以下この項目において同じ。)について、貿易統計の値から平成22(2010)年と令和元(2019)年を比較すると、丸太、製材、合板で減少傾向がみられる。

丸太については、カナダ、ニュージーランド、ロシア、マレーシアからの輸入が大幅に減少したことにより、総輸入量も476万㎡から302万㎡へと37%減少した。カナダについては、州有林における伐採上限量の引下げによる原木供給の減少、ニュージーランドについては、中国による同国産丸太の調達急増、ロシアについては、丸太輸出税の引上げ、マレーシアについては、サバ州の丸太輸出禁止措置等の影響により、丸太輸入量が減少した。

製材については、総輸入量は641万㎡から570万㎡へと11%減少した。国別では、カナダからの輸入が232万㎡から148万㎡へと36%減少した。カナダからの輸入量は長期的に減少傾向にあり、特に令和元(2019)年は、カナダの大手製材業者のストライキにより、前年比17%の大幅な減少となった。

合板については、総輸入量は265万㎡から192万㎡へと28%減少した。国別では、マレーシアからの輸入が、違法伐採対策等による伐採量の制限及び資源の制約等によって、143万㎡から86万㎡へと40%減少した。

資料Ⅲ-8 木材供給量と木材自給率の推移



資料：林野庁「木材需給表」

*28 農林水産省「令和元年木材需給報告書」
 *29 製材品や合板、パルプ・チップ等の用材に加え、燃料材を含む総数。

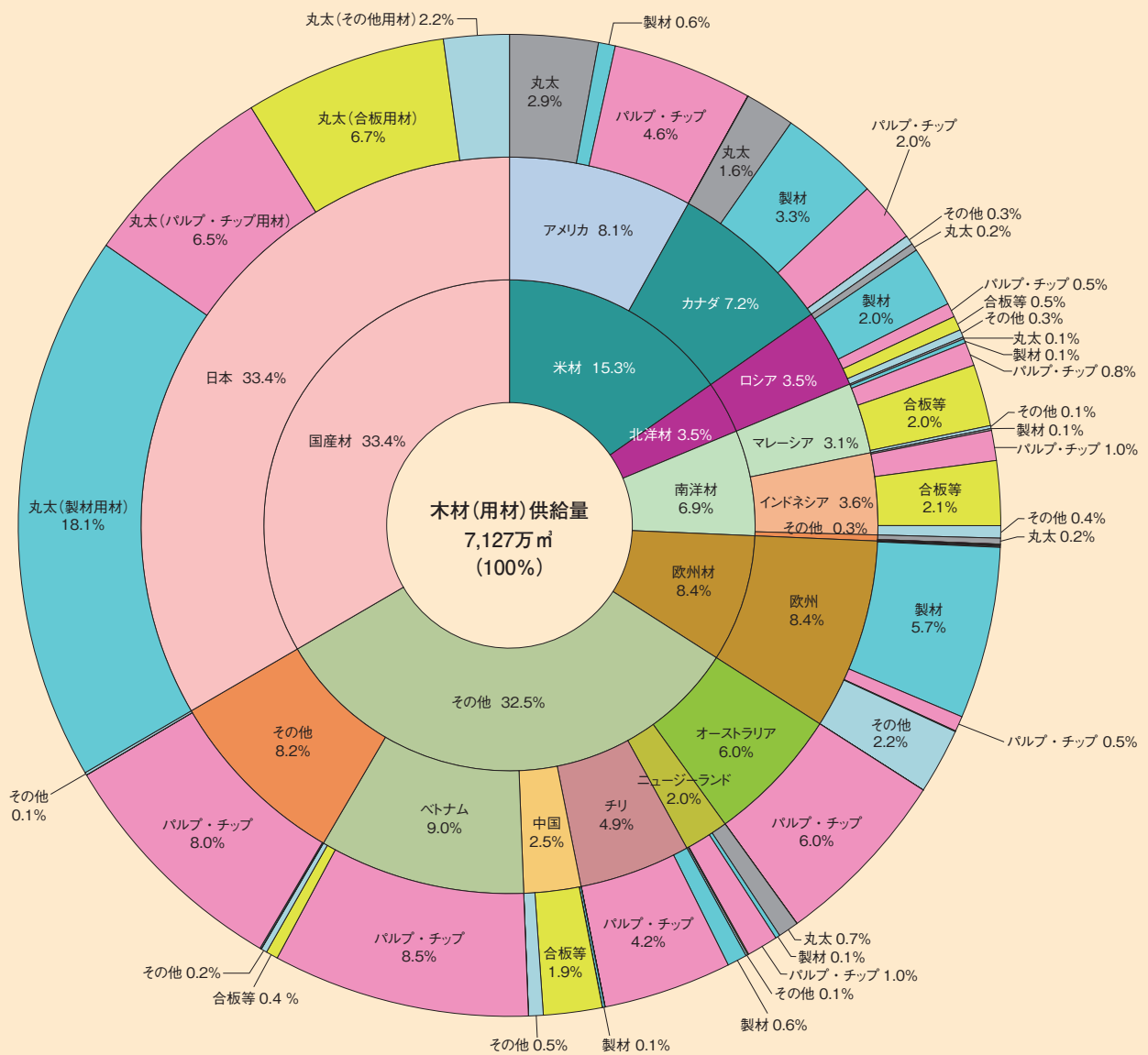
チップについては、総輸入量は1,212万トンから1,217万トンと横ばいで推移している。国別では、オーストラリア及びチリからの輸入が、それぞれ432万トンから243万トンへ44%、238万トンから157万トンへ34%減少する一方、ベトナムからの輸入が、アカシア等の早生樹の植林地が拡大したことにより、106万トンから366万トンへと3.4倍

増加した(資料Ⅲ-10)。

(木材自給率は9年連続で上昇)

我が国の木材自給率*30は、昭和30年代以降、国産材供給の減少と木材輸入の増加により低下を続け、平成7(1995)年以降は20%前後で推移し、平成14(2002)年には過去最低の18.8%(用材部門では18.2%)となった。その後、人工林資源の充

資料Ⅲ-9 我が国の木材(用材)供給状況(令和元(2019)年)



注1：木材のうち、しいたけ原木及び燃料材を除いた用材の供給状況である。
 2：いずれも丸太換算値。
 3：輸入木材については、木材需給表における品目別の供給量(丸太換算)を国別に示したものである。なお、丸太の供給量は、製材工場等における外材の入荷量を、貿易統計における丸太輸入量で案分して算出した。
 4：内訳と計の不一致は、四捨五入及び少量の製品の省略による。
 資料：林野庁「令和元(2019)年木材需給表」、財務省「貿易統計」を基に試算。

*30 林野庁「令和元(2019)年木材需給表」。木材自給率の算出は次式による。自給率=(国内生産量÷総需要量)×100

実や、技術革新による合板原料としての国産材利用の増加等を背景に、国産材の供給量が増加傾向で推移したのに対して、木材の輸入量は大きく減少したことから、木材自給率は上昇傾向で推移している。

令和元(2019)年は、丸太輸入量が減少するとともに、燃料材の需要及び国産材供給量が増加した結果、木材自給率は前年より1.2ポイント上昇して37.8%(用材部門では33.4%)となり、9年連続で上昇した(資料Ⅲ-8)。木材自給率を用途別にみると、製材用材は51.0%、合板用材は45.3%、パルプ・チップ用材は15.0%、燃料材は66.7%となっている(資料Ⅲ-11)。

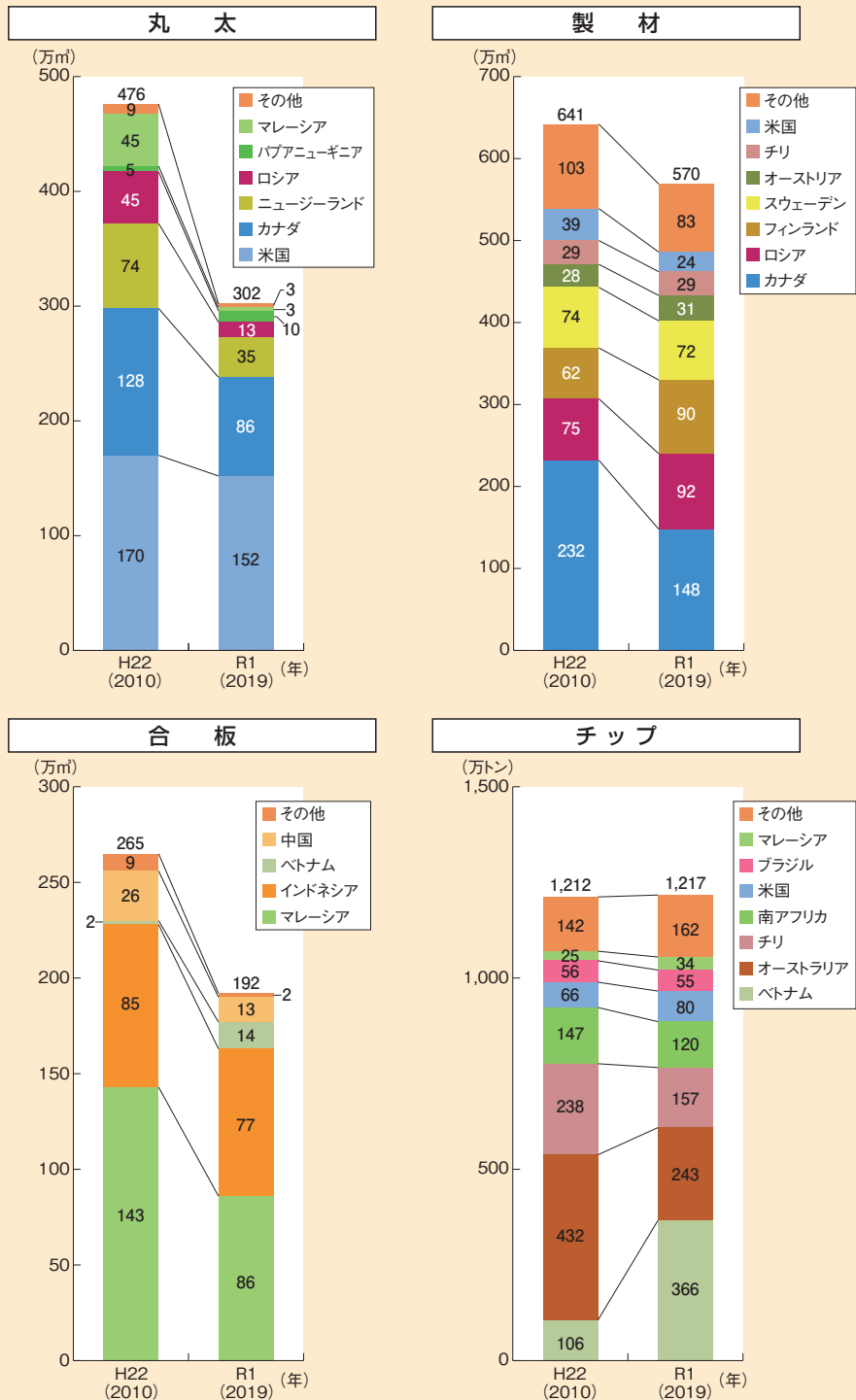
平成28(2016)年5月に変更された「森林・林業基本計画」では、令和7(2025)年の木材の総需要量を7,900万m³と見通した上で、木材供給量及び利用量について4,000万m³を目指すこととしており^{*31}、この目標の達成により、令和7(2025)年には、木材の総需要量に占める供給量の割合は5割程度になることを見込んでいる。木材供給量及び利用量は、直近10年間では順調に推移しているものの、今後も目標の達成に向けて利用拡大の取組を強化する必要がある。

(3)木材価格の動向

(国産材素材価格はスギ、ヒノキでやや下落)

国産材の素材(丸太)価格^{*32}の推移を、国内企業

資料Ⅲ-10 我が国における木材輸入量(国別)の推移



注：計の不一致は四捨五入による。
資料：財務省「貿易統計」

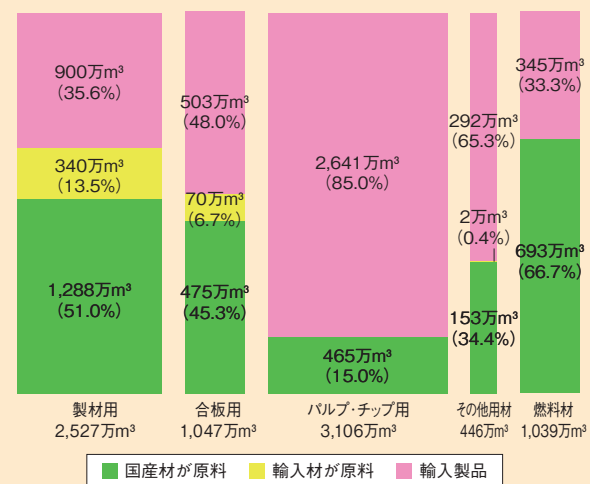
*31 「森林・林業基本計画」については、第Ⅰ章第1節(2)69-71ページを参照。

*32 製材工場着の価格。

物価指数^{*33}（総平均、平成27（2015）年基準）と比較してみると、素材価格は昭和55（1980）年までは物価全体と同様に上昇した。その後、国内企業物価指数は緩やかに低下した後、この20年ほどは物価全体が横ばいで推移する中、素材価格は下落傾向が続き、近年はほぼ横ばい又はやや高まりをみせて推移してきた（資料Ⅲ-12）。

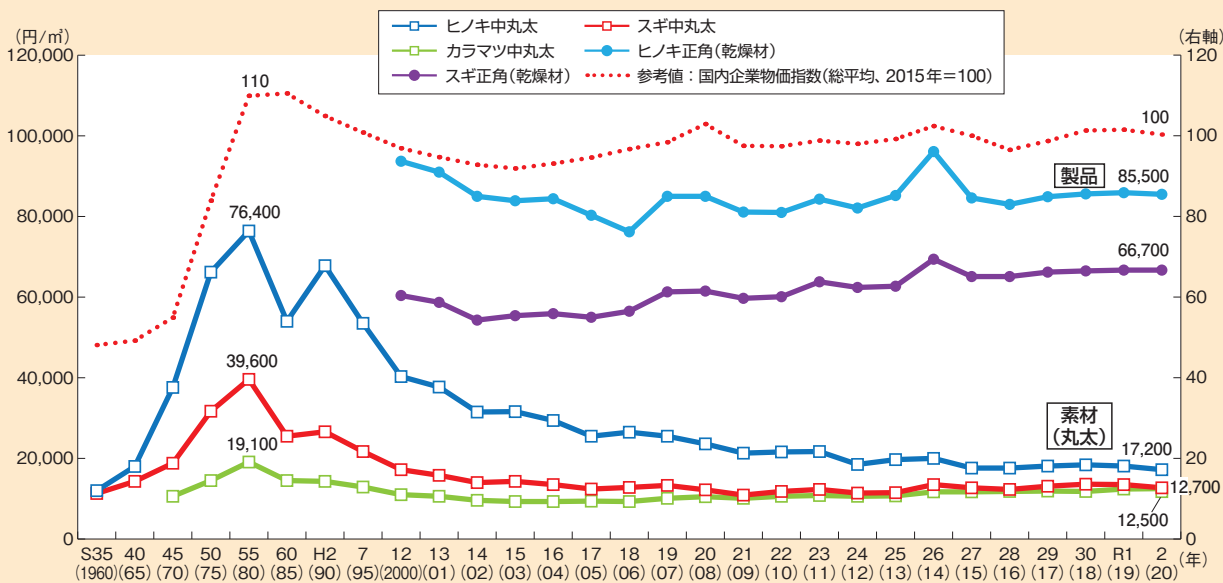
令和2（2020）年は、年明け以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う木材需要の減退により、丸太輸出の停滞や原木の滞留が生じ、スギ、ヒノキの素材価格が低下したが、その後の令和2年7月豪雨による影響や、素材生産者の原木生産を伴わない森林作業への移行等を受け、出材量が減少したため回復傾向となった^{*34}。令和2（2020）年の素材価格の平均は、スギは12,700円/㎡（前年比800円/㎡安）、ヒノキは17,200円/㎡（前年比900円/㎡

資料Ⅲ-11 令和元（2019）年の木材需給の構成



注1：しいたけ原木については省略している。
 注2：いずれも丸太換算値。
 注3：計の不一致は四捨五入による。
 注4：「パルプ・チップ用」のチップ及び、「燃料材」として使用されるチップは、丸太を原料として製造されたチップに限る。
 資料：林野庁「令和元（2019）年木材需給表」

資料Ⅲ-12 我が国の木材価格の推移



注1：スギ中丸太（径14～22cm、長さ3.65～4.0m）、ヒノキ中丸太（径14～22cm、長さ3.65～4.0m）、カラマツ中丸太（径14～28cm、長さ3.65～4.0m）のそれぞれ1㎡当たりの価格。
 注2：「スギ正角（乾燥材）」（厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m）、「ヒノキ正角（乾燥材）」（厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m）はそれぞれ1㎡当たりの価格。
 注3：平成25（2013）年の調査対象等の見直しにより、平成25（2013）年以降の「スギ正角（乾燥材）」、「スギ中丸太」のデータは、平成24（2012）年までのデータと必ずしも連続していない。また、平成30（2018）年の調査対象等の見直しにより、平成30（2018）年以降のデータは、平成29（2017）年までのデータと連続していない。
 資料：農林水産省「木材需給報告書」、日本銀行「企業物価指数（日本銀行時系列統計データ検索サイト）」

*33 企業物価指数は、日本銀行が作成している物価指数で、企業間で取引される財を対象として、商品（財）の価格を継続的に調査し、現時点の価格を、基準時点の価格を100として、指数化したもの。国内企業物価指数は国内で生産した国内需要家向けの財を対象とした物価指数で、国内市場における財の価格や需要の動向を把握できるほか、名目金額から価格要因を除去して実質値を算出する際のデフレーターとしての機能も有している。
 *34 令和2（2020）年の木材価格の動向については、特集2第1節（2）56-57ページを参照。

安)、カラマツは12,500円/㎡(前年比100円/㎡高)となった(資料Ⅲ-12)。

輸入丸太の価格は、為替レートや生産国の動向等により、大きく変動する。米材^{べいざい}*35丸太の価格は、原油価格の上昇や円安の影響により、平成17(2005)年頃から上昇していたが、その後、リーマンショック及び為替変動等の影響を受けて下落と上昇を繰り返した。米マツ^{べい}*36丸太の価格は、平成30(2018)年に高騰した後、下落基調で推移し、令和2(2020)年には年内に増減があったものの、年平均としては21,000円/㎡(前年比4,600円/㎡安)と下落した*37。

(国産材の製材品価格はほぼ横ばい)

令和2(2020)年の国産材の製材品価格*38は、スギ正角^{しょうかく}*39(乾燥材)は66,700円/㎡(前年同)、ヒノキ正角^{しょうかく}(乾燥材)で85,500円/㎡(前年比400円/㎡安)となった。

針葉樹合板の価格は、為替変動等により平成20(2008)年から平成21(2009)年にかけて下落したが、その後は上昇傾向に転じた。平成29(2017)年以降はほぼ横ばいで推移し、令和2(2020)年の針葉樹合板の価格は1,250円/枚(前年比40円/枚安)であった(資料Ⅲ-13)。

(国産木材チップ価格はやや上昇)

国産の木材チップ(紙・パルプ用)の価格は、平成19(2007)年から平成21(2009)年にかけて、製材工場からのチップ原料の供給減少等により顕著な上昇傾向にあったが、平成22(2010)年以降は、チップ生産量の増加等により下落した。その後、平成26(2014)年以降は上昇傾向にあり、令和2(2020)年の国産針葉樹チップの価格は14,800円/トン(前年比300円/トン高)、国産広葉樹チップの価格は19,400円/トン(前年比300円/トン高)であった。国産の木材チップ(紙・パルプ用)の価格が上昇傾向にある要因として、木質バイオマス発電施

設等が各地で稼働し、木材チップ全体の需要が増加していることが考えられる。

また、輸入された木材チップの価格は、リーマンショック及び為替変動等の影響を受けて下落と上昇を繰り返しながら、長期的には上昇傾向にあったが、令和2(2020)年は下落し、輸入針葉樹チップの価格は20,800円/トン(前年比1,900円/トン安)、輸入広葉樹チップの価格は19,600円/トン(前年比1,600円/トン安)であった(資料Ⅲ-14)。

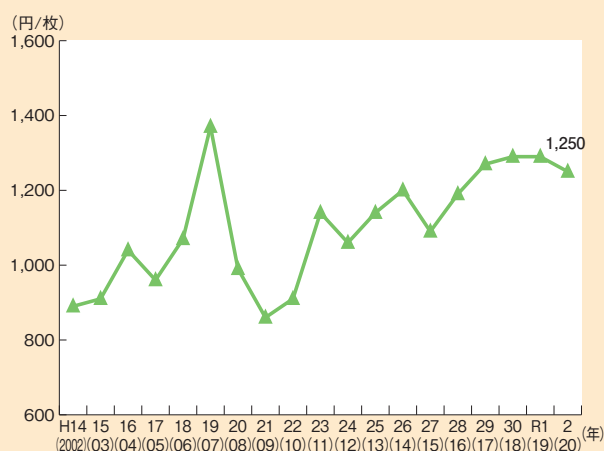
(4)違法伐採対策

(世界の違法伐採木材の貿易の状況)

違法伐採や違法伐採木材の流通は、森林の有する多面的機能*40に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがある。

このため、平成17(2005)年7月に英国で開催されたG8グレンイーグルズ・サミットでは、違法

資料Ⅲ-13 針葉樹合板価格の推移



注1: 「針葉樹合板」(厚さ1.2cm、幅91.0cm、長さ1.82m)は1枚当たりの価格。

2: 平成25(2013)年の調査対象の見直しにより、平成25(2013)年以降のデータは、平成24(2012)年までのデータと必ずしも連続していない。また、平成30(2018)年の調査対象の見直しにより、平成30(2018)年以降のデータは、平成29(2017)年までのデータと連続していない。

資料: 農林水産省「木材需給報告書」

*35 米国及びカナダから輸入される木材で、主要樹種は米マツである。

*36 ダグラス・ファー(マツ科トガサワラ属)の通称。

*37 令和元(2019)年の米マツ丸太の価格については、4月から一部の調査対象が変更となった。

*38 木材市売市場における競り又は入札による取引価格、木材センター及び木材販売業者における店頭渡し販売価格。

*39 横断面が正方形である製材。

*40 森林の有する多面的機能については、第1章第1節(1)67-68ページを参照。

伐採に対する取組について、木材生産国及び消費国双方の行動が必要であるとされ、合法的に伐採された木材の利用促進及び違法伐採に対処する取組が世界各国において進められている^{*41}。

2016年12月に国際森林研究機関連合(IUFRO^{*42})が公表した報告書^{*43}によると、2014年の丸太と製材に係る違法伐採木材の貿易額は世界で63億ドル、最大の輸入国は中国で33億ドル(52%)、次いでベトナムが8億ドル(12%)、インドが6億ドル(9%)、EUが5億ドル(7%)等であるとされている。また、違法伐採木材は、主に、東南アジア(35億ドル)、ロシア(13億ドル)、オセアニア(7億ドル)、アフリカ(5億ドル)及び南米(4億ドル)から輸出されていると報告されている。

米国やEUを始め諸外国は、違法伐採木材の取引や輸入を法律や規則で禁止しており、林野庁では、これら諸外国の状況の情報収集等の取組の強化を図っている^{*44}。

また、TPP11協定や日EU・EPA等の国家間の協定においても、違法伐採対策を盛り込んでいる。

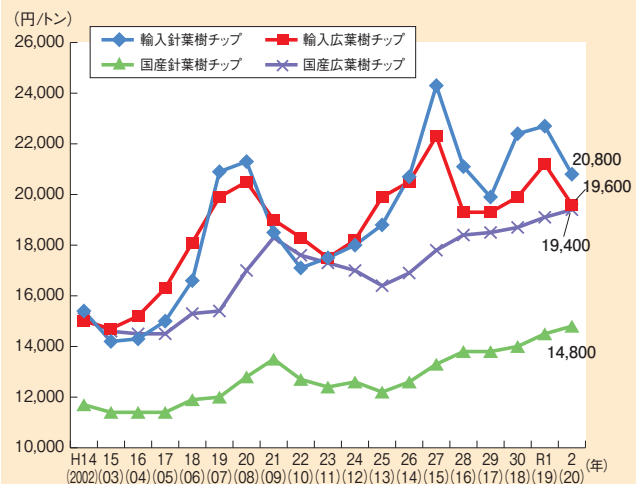
(政府調達において合法木材の利用を促進)

平成17(2005)年7月のG8グレンイーグルズ・サミットを受けて、まずは政府調達を通じて合法木材の利用を促進することとし、平成18(2006)年に、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律^{*45}」(グリーン購入法)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針^{*46}」(グリーン購入法基本方針)において、紙類、オフィス家具、公共工事資材等の分野で、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象とするよう明記した。その後、「グリーン購入法基本方針」の特定調達品目に関する「品目及び判断の基準等」が見直しされ、間伐材や合法性が証明された木質原料等を使用している合板型^{かたわく}枠等が政府調達の対象となった

ほか、コピー用紙等で森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであることが配慮事項に記載された。

上記基本方針に併せて、林野庁では、平成18(2006)年に「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を作成した。本ガイドラインでは、具体的な合法性、持続可能性の証明方法として、「森林認証制度及びCoC認証^{*47}制度を活用した証明方法」、「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」及び「個別企業等の独自の取組による証明方法」の3つの証明方法を提示するとともに、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を、これらが証明されて

資料Ⅲ-14 紙・パルプ用木材チップ価格の推移



注1：国産の木材チップ価格はチップ工場渡し価格、輸入された木材チップ価格は着港渡し価格。

2：平成18(2006)年以前は、㎡当たり価格をトン当たり価格に換算。

3：「国産針葉樹チップ」、「国産広葉樹チップ」については、平成25(2013)年の調査対象の見直しにより、平成25(2013)年以降のデータは、平成24(2012)年までのデータと必ずしも連続していない。また、平成30(2018)年の調査対象の見直しにより、平成30(2018)年以降のデータは、平成29(2017)年までのデータと連続していない。

資料：農林水産省「木材需給報告書」、財務省「貿易統計」(令和2(2020)年のデータについては、確々報値)

*41 森林の違法な伐採に対する国際的な枠組みについては、第I章第4節(1)107ページを参照。

*42 「International Union of Forest Research Organizations」の略。

*43 IUFRO World Series Volume 35: Illegal Logging and Related Timber Trade

*44 「令和元年度森林及び林業の動向」第III章第1節(4)167-168ページを参照。

*45 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)

*46 直近、令和3(2021)年2月閣議決定。

*47 第I章第4節(1)107-110ページを参照。

いないものと混ざらないよう管理することを求めている^{*48}。

上記の証明を活用し、合法性、持続可能性が証明された木材を供給する合法木材供給事業者として、令和3(2021)年3月末現在で、149の業界団体により12,130の事業者が認定されている。

〔「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」による合法伐採木材等の更なる活用〕

また我が国では、政府調達のみならず民間需要においても、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進を図るため、平成28(2016)年5月に、議員立法により「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律^{*49}」(クリーンウッド法)が成立・公布され、平成29(2017)年5月に施行された。

この法律の施行により、全ての事業者に合法伐採木材等を利用するよう努めることが求められ^{*50}、特に「木材関連事業者^{*51}」は、取り扱う木材等について「合法性の確認」等の合法伐採木材等の利用を確保するための措置を実施することとなった。

この措置を適切かつ確実に行う木材関連事業者は、国に登録された第三者機関である「登録実施機関」に対して申請を行い、登録を受けることができ、「登録木材関連事業者」の名称を使用できることとなっている。登録実施機関については、令和3(2021)年3月末時点で6機関を登録している。平成29(2017)年10月から順次、登録実施機関が登録業務を開始し、令和3(2021)年3月末時点で、木材関連事業者の登録件数は536件となっている。登録実施機関が第一種登録木材関連事業者^{*52}から徴収した令和元(2019)年度の木材の取扱実績(m³単位で報告があったもの。)によれば、取扱総量のうち合法性の確認ができたものの割合は、日本で伐採されたものについては95%、それ以外の国又は地域で伐採されたものについては95%となっている。

林野庁では、木材関連事業者が木材の合法性を適切に確認できるよう林野庁ホームページで合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開し、本サイトを通じて情報を提供しているほか、専門家の派遣、セミナー等の開催による木材関連事業者の登録促進等に取り組んでいる。

なお、グリーン購入法基本方針においても、木材関連事業者については、クリーンウッド法に則し、合法性の確認や分別管理等をすることとなっている。

(5)木材輸出対策

(我が国の木材輸出は年々増加)

我が国の木材輸出は、中国等における木材需要の増加及び韓国におけるヒノキに対する人気の高まり等を背景に、平成25(2013)年以降増加傾向にある。令和2(2020)年の木材輸出額^{*53}は、前年比3%増の357億円となった。品目別にみると、丸太が163億円(前年比11%増)、製材が68億円(前年比13%増)、合板等が58億円(前年比11%減)となっており、これらで全体の輸出額の約8割を占めている。特に丸太の輸出額は、輸出額全体の約5割を占めており(資料Ⅲ-15)、このうち、中国、韓国、台湾向けが97%を占めている。

また、輸出先を国・地域別にみると、中国が170億円で最も多く、フィリピンが65億円、米国が38億円、韓国が30億円、台湾が20億円と続いている(資料Ⅲ-15)。中国向けについては、輸出額の約8割を丸太が占めており、主にスギが輸出されて、梱包材、土木用材、米国向けに輸出されるフェンス用材等に利用されている。米国向けについては、輸出額の約7割を製材が占めており、近年は、フェンス材等に使用される^{べい}米スギの代替材需要としてスギ製材の輸出が伸びている。韓国向けについては、輸出額の約6割を丸太が占めており、ヒノキは内装材

*48 ガイドラインについては、「平成29年度森林及び林業の動向」第Ⅳ章第1節(4)138ページを参照。

*49 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号)

*50 クリーンウッド法第5条

*51 木材等の製造、加工、販売等を行う者。

*52 樹木の所有者から丸太を受け取り、加工、輸出等の事業を行う木材関連事業者のうち、登録を行った者。

*53 貿易統計における確々報値(令和3(2021)年3月12日時点)。

等に利用されている。フィリピン向けについては、輸出額の約8割を合板等が占めている。

(木材輸出拡大に向けた方針)

我が国においては、少子化に伴う人口減少により、市場規模が縮小傾向にある。一方、海外においては、新興国の経済成長や人口増加に伴い市場規模は拡大傾向にあり、我が国の農林水産事業者の所得向上を図り、持続的に発展していくためには、農林水産物及び食品の輸出の大幅な拡大を図り、世界の市場を獲得していくことが不可欠である。

このような中、我が国の農林水産物・食品の輸出額は、平成24(2012)年の約4,497億円から令和2(2020)年には9,217億円と2倍以上に増加した。この間政府は、「農林水産業・地域の活力創造本部」に置かれた「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」において、「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28(2016)年5月)を取りまとめた。また、農林水産物・食品の更なる輸出拡大を図るため、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律^{*54}」を令和2(2020)年4月に施行した。同法に基づき「農林水産物・食品輸出本部」を農林水産省に設置し、政府一体となって輸出先国による食品安全等の輸入規制等への対応を強化するなど、輸出促進の取組を進めてきた。さらに、「食料・農業・農

村基本計画」(令和2(2020)年3月31日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」(令和2(2020)年7月17日閣議決定)において、令和7(2025)年までに2兆円、令和12(2030)年までに5兆円という輸出額目標を設定した。

このうち、林産物の輸出額については、令和7(2025)年までに718億円、令和12(2030)年までに1,660億円を目指すこととしている。

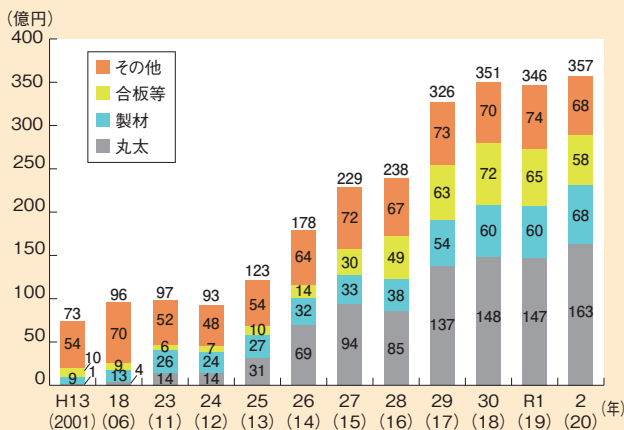
この目標の実現のため、令和2(2020)年11月に開催された、「第10回農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(資料Ⅲ-16)が取りまとめられ、同年12月に、同戦略を含む「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂が「農林水産業・地域の活力創造本部」において決定された。

同戦略においては、第一に、日本の強みを最大限に活かす品目別の具体的目標を設定、第二に、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押し、第三に、省庁の垣根を越え政府一体として輸出の障害を克服する、との三つの基本的考え方に基づき、生産から現地販売までのバリューチェーン全体を「プロダクトアウト」から「マーケッ

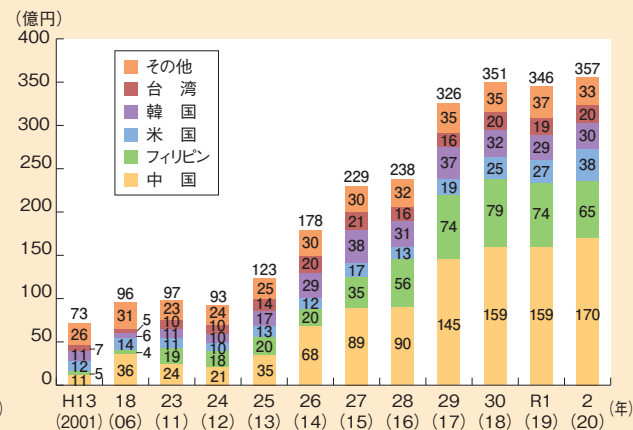


資料Ⅲ-15 我が国の木材輸出額の推移

[品目別]



[国・地域別]



注1: HS44類の合計。

注2: 令和2(2020)年については、確々報値。

資料: 財務省「貿易統計」

*54 「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」(令和元年法律第57号)

トイン」に徹底的に転換し、農林水産物・食品の輸出拡大を加速することを目指している。

木材については、製材・合板を重点品目とし、中国、米国、韓国、台湾等をターゲットに、日本式木造建築物の普及による建築部材の輸出促進、高耐久木材の海外販路の拡大やマーケティング等に取り組むこととしている。具体的には、付加価値の高い木材製品を生産する木材加工施設を中心に、原料を供給する川上から販売を担う川下までの企業等が連携する輸出産地を育成することとしている。また、輸出産地の育成・展開を図るため、輸出産地をリスト化し、製材について4産地、合板について8産地を掲載している^{*55}。さらに、安定的に原料を供給するための生産基盤の強化、合法性確認の一般化、生産・輸送にかかるコスト削減に取り組むほか、国際競争力の高い生産体制を実現するため、輸出先国・地域

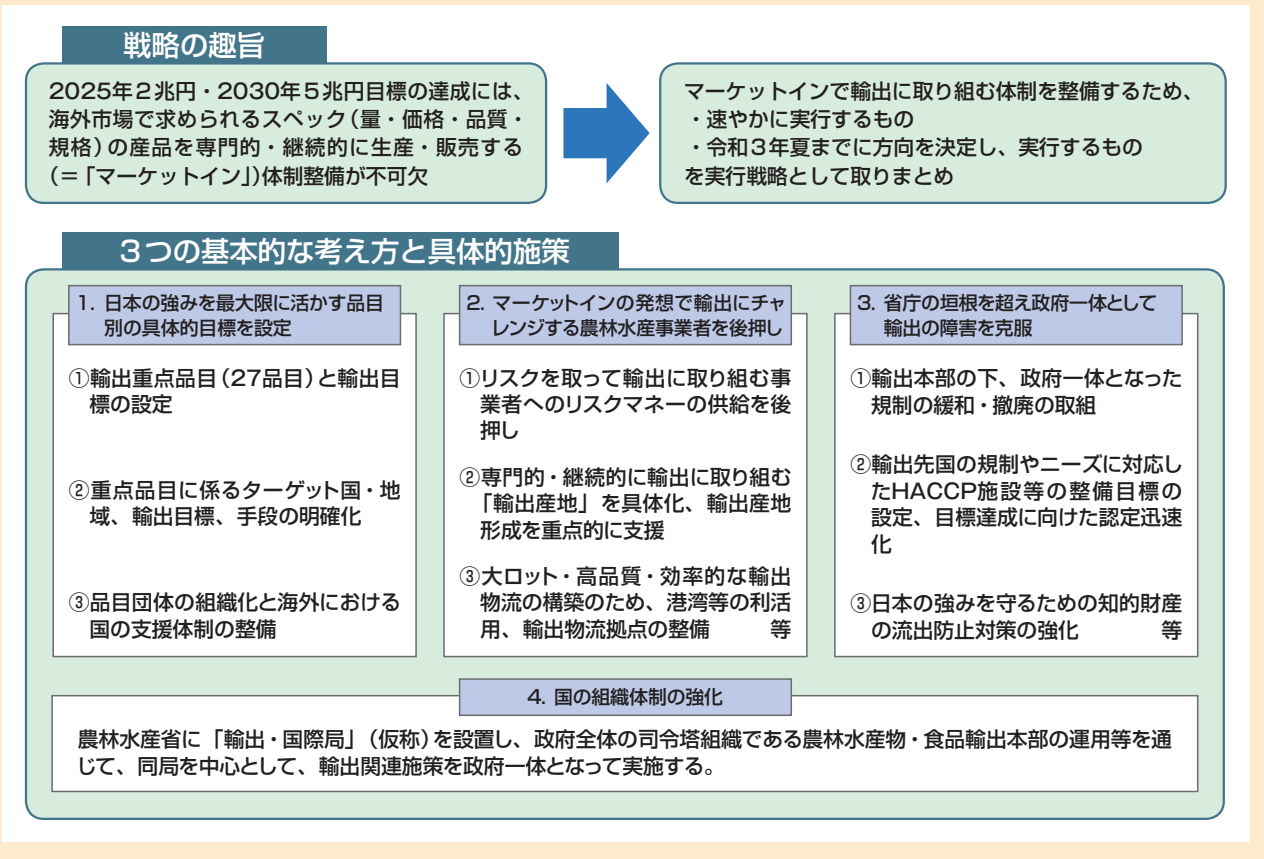
の規格や高品質な木材製品を生産する加工施設等の整備を行うとともに、原料となる原木の安定供給、生産コストを削減するための路網の整備・機能強化や高性能林業機械等の整備を推進することとしている。加えて、輸出先国・地域のニーズの絞り込みや日本産木材製品のブランディング、マーケティング等を、JETRO^{*56}や品目団体等で連携して行い海外販路開拓等を進めることで、輸出目標の達成を目指すこととしている。

（木材輸出拡大に向けた具体的な取組）

林野庁では、輸出力強化に向けて、日本産木材製品のブランド化の推進、日本産木材製品の認知度向上、輸出に取り組む事業者が行う販売促進活動の推進等に取り組んでいる（事例Ⅲ－1）。

まず、日本産木材製品のブランド化の推進として、中国の「木構造設計規範」の改定に向けた取組を進

**資料Ⅲ－16 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の概要
～マーケットイン輸出への転換のために～**



*55 令和3（2021）年4月1日時点。輸出産地リストについては、農林水産省ホームページ「輸出産地の取組（輸出産地リスト）」を参照。（https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_action/yusyutsu-list.html）

*56 「Japan External Trade Organization」の略。

めてきた。中国ではこれまで、我が国の「建築基準法^{*57}」に相当する「木構造設計規範」において、日本の在来工法である木造軸組構法^{*58}の位置付けと日本産のスギ、ヒノキ及びカラマツの構造材としての規定がなされておらず、同国において構造部材として日本産木材を使用することや木造軸組構法による建築が困難な状態であった。このため、平成22(2010)年から、関係団体や国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所等の日本側専門家が連携し、同規範の改定作業に参加してきた。その結果、平成29(2017)年11月に同規範の改定が公告され、平成30(2018)年8月1日に「木構造設計標準」として施行された。改定に当たっては、日本産のスギ、ヒノキ及びカラマツの基準強度と木造軸組構法が盛り込まれており、これらの樹種を構造材として使った同構法の住宅建設が中国で可能となった。

また、木造軸組構法の普及を目的に、設計・施工に当たっての現場向けの具体的な指針の作成や、建

設関係の技術者等を対象とした技術講習会の開催等に取り組んでいるところである。

日本産木材製品の認知度向上としては、これまで海外における展示施設の設置や展示会への出展、モデル住宅の建築・展示、商談会の開催等に対する支援を行ってきた。

さらに、今後の国内需要の減少を見据え、輸出に取り組もうとする事業者に対し、輸出先国における市場調査や住宅用部材輸出の実証、輸出先国のニーズ・規格等に対応した技術開発、輸出先の事業者とも連携したプロモーション活動等への支援のほか、単独の企業では輸出に取り組むリスクや負担が大きいため、企業同士が連携して行う輸出向け製品の開発や試作、海外への製品PR、バイヤーの開拓等の取組についても支援している。

本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い海外との往来等が制限されるなど、輸出拡大に向けた取組への影響が生じたが、WEB等のデジタルツールを活用し、商談会や講習会等を実施する取組も進

事例Ⅲ-1 中国への地域材木材製品輸出に向けた取組

宮崎県木材組合連合会では、プレカット製品等の木材製品の中国での販路拡大に積極的に取り組んでいる。同会では、北京市に拠点を置く富裕層向けの住宅やオフィス等の設計を行っている現地企業と連携し、令和3(2021)年1月に北京市中心部のオフィスビル内にあるショールームに宮崎県産の木材製品をPRする展示コーナーを設置した。展示コーナーでは、プレカット製品により木造軸組構法で組み立てられたキャビンや専門の職人が製作した家具、中空パネル等の木材製品のサンプルを展示している。

このほか同会では、ショールームや展示会等での木造軸組構法のマニュアルや木材製品のカタログの配布、木材製品のPRビデオの上映、現地企業と連携した市場調査等を通じて現地の工務店や施工業者とのネットワークを形成し、県産材木材製品の輸出拡大を目指すこととしている。



県産材を使ったショールーム(中国・北京)



ショールーム内の様子

*57 「建築基準法」(昭和25年法律第201号)

*58 木造住宅の工法については、第2節(2)175-176ページを参照。

められている。

また、地方公共団体においても、近年、輸出促進のための協議会等を設置し、地域の企業同士の連携による共同出荷体制を構築する動きや、海外で日本の木造軸組構法の住宅建築セミナーを開催するなど、木材製品の輸出促進に向けた動きが広がっている。

